

同行援護の従業者の資格要件

1 従業者資格要件（次の①～③のいずれかに該当する者）

- ① 同行援護従業者養成研修一般課程（相当すると知事が認めた研修を含む）の修了者（※居宅介護の従業者要件を満たす場合、平成30年3月31日までは①の要件を満たしているものとみなす。←経過措置）
- ② 居宅介護従業者の要件を満たす者で、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇）に1年以上従事した経験を有する者
- ③ 厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

2 サービス提供責任者資格要件（次の①及び②のいずれにも該当又は③に該当する者）

- ① 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、あるいは居宅介護職員初任者研修課程修了者等であり、3年以上介護等の業務に従事した者
- ② 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程（相当すると知事が認めた研修を含む）を修了した者（※①の要件を満たす場合、平成30年3月31日までは②の要件を満たしているものとみなす。←経過措置）
- ③ 厚生労働大臣が定める従業者（平成18年厚生労働省告示第556号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

<同行援護従業者養成研修に相当すると北海道知事が認める研修について>

「同行援護従業者養成研修一般課程」に相当する研修

（「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第11項及び第16項関係）

- ① 平成23年9月30日において、現に「視覚障害者移動介護従業者養成研修課程」又は「重度視覚障害者研修課程」を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ② 平成23年9月30日において、現に「視覚障害者移動介護従業者養成研修課程」又は「重度視覚障害者研修課程」を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の明書の交付を受けた者

「同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程」に相当する研修

- ・ 社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」

※ 留意事項に定める同行援護従業者及び解釈通知に定めるサービス提供責任者の各資格要件に係る経過措置の期限については、平成30年3月31日までとされていることから、これらの経過措置による従業者を配置している場合にあっては、当該期限までに必要な資格要件を満たす従業者を配置する必要があります。